(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桶川市大字川田谷字諏訪野六三八五番一から同市大字川田谷字本沢六一四一番一まで	前	五・六〇～五一・四〇メートル	〇・三六四キロメートル
	後	三八・八〇～六〇・三〇メートル	〇・三六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十一号及び三百六十号　富山市下大久保字十番割二四二五番二から同市下大久保字十番割二四二三番九まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月五日

○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久留米市善導寺町木塚字紺屋五九番一から同市善導寺町木塚字新保二四五番一まで	前	七・五〇～九三・六〇メートル	〇・四五八キロメートル
	後	一一・五〇～九五・六〇メートル	〇・四五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
枕崎市桜山東町一〇〇六番から同市東鹿篭字茅ヶ尾一九六一六番一まで	前	二六・一一～七八・九九メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二四・三四～三〇・六六メートル	〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十五号　枕崎市桜山東町九九六番一から同市東鹿篭字大迫西二一八九一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月五日

○北海道開発局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
根室市湖南一〇一番一から同市湖南三六九番二まで	前	二一・九六～四五・四九メートル	六・九八五キロメートル
	後	二六・二三～六九・三三メートル	六・九八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月五日　北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百七十四号　釧路市阿寒町字オリヨマップ一一六番一から同市阿寒町字ニニシベツ原野四〇線六六番三まで　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年三月五日

国会事項

衆議院

議決通知

三月一日鬼塚事務総長から小沢裁判官訴追委員会委員長及び橋本参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員予備員

第二　山花　郁夫（寺田学の補欠）

又同日本院は国家公務員倫理審査会会長に池田修を、同委員に前田新造、草野忠義及び羽入佐和子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は総合科学技術会議議員に平野俊夫、青木玲子及び中鉢良治を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は情報公開・個人情報保護審査会委員に近藤卓史を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は再就職等監視委員会委員長に羽柴駿を、同委員に伊東研祐、篠原文也、番敦子及び笠京子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公正取引委員会委員に小田切宏之を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は国家公安委員会委員に長谷川眞理子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に原島博及び松﨑陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に上村達男、作田久男、宮城惠理子及び松下雋を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員に北村節子及び増田暢也を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公安審査委員会委員に橋本五郎を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は宇宙開発委員会委員に青木節子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は労働保険審査会委員に山本通子及び宮﨑公男を任命することに同意した旨内閣に通知した。